

# NPO 法人廿日市市五師士会 賛助会員 規定

## 第1条(目的)

この規定は、特定非営利活動法人廿日市市五師士会(以下「当法人」という)の賛助会員制度に関する事項を定め、当法人の活動を支援する体制を整えることを目的とする。

## 第2条(賛助会員の定義)

賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、主に資金的支援を行う個人または団体で、所定の手続きを経て入会した者をいう。

## 第3条(入会手続)

1. 賛助会員として入会を希望する者は、所定の申込書を提出するものとする。
2. 理事長の承認をもって入会が成立する。

## 第4条(会費)

1. 賛助会員(団体)は、年会費として5,000円(1口)以上の納入を原則とする。
2. 賛助会員(個人)は、年会費として500円を納入するものとする。

## 第5条(会員の権利)

1. 賛助会員は、総会、当法人の会報(年2回発行)にて当法人の活動報告を受け、参加することができ、イベント等に参加する権利を有する。(団体の場合は各団体につき1名)ただし、総会での議決権は有しない。
2. 賛助会員(団体)は当会 Web サイトに企業・団体名を掲載する

## 第6条(会員資格の有効期間)

1. 賛助会員(団体)の会員資格の有効期間は、9月から翌年8月末の1年間とする。更新を希望する場合は、所定の手続きを行うものとする。

2. 賛助会員(個人)の会員資格の有効期間は、4月から翌年3月末の1年間とする。更新を希望する場合は、所定の手続きを行うものとする。

## **第7条(退会)**

賛助会員は、任意に退会することができる。退会の意思は書面または電子メールにて提出するものとする。

## **第8条(会員資格の喪失)**

以下のいずれかに該当する場合、理事会の決議により会員資格を喪失する。

- 会費の未納が24ヶ月以上続いた場合
- 当法人の名誉を著しく傷つけた場合
- その他、理事会が不適切と判断した場合

## **附 則**

### **第1条(施行日)**

この規定は、令和7年12月1日より施行します。